

高知県沿岸漁業改善資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県沿岸漁業改善資金利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補給金は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長するため、無利子の資金を融通する事業（以下「融資事業」という。）を行う融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者等の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 沿岸漁業 次に掲げる漁業をいう。

- ア 無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船（とう載漁船は除く。）を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- イ 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）
- ウ 水産動植物の養殖の事業

(2) 沿岸漁業従事者等 次に掲げるものをいう。

- ア 前号に規定する沿岸漁業の従事者
- イ 本号アに掲げる者の組織する団体。ただし、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。
 - (ア) その団体が構成員の加入脱退にかかわらず同一目的を有する組織体として存続し、目的、名称、総会、代表者、資産等に関する定めを備え、通常の関係において人格なき社団としての実体を有すること。
 - (イ) 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的とする目的機能集団で実体的活動を現に行っていること。
- ウ 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が20人以下であるもの

(3) 認定中小企業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。）第4条第1項の認定を受けた同条第2項第2号ハに規定する中小企業者であつて、自ら又は当該中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が同号ハに掲げる措置を行うものをいう。

(4) 促進事業者 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従つて同法第5条第4項第3号に掲げる

措置を行う同法第 6 条第 3 項に規定する促進事業者をいう。

- (5) 沿岸漁業改善資金 第 6 号から第 8 号までに掲げる資金の総称をいう。
- (6) 経営等改善資金 沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。以下同じ。）又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入に必要な資金で、第 4 条第 2 項の表の左欄に掲げるものをいう。
- (7) 生活改善資金 沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で、第 4 条第 3 項の表の左欄に掲げるものをいう。
- (8) 青年漁業者等養成確保資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者になるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するのに必要な資金で、第 4 条第 4 項の表の左欄に掲げるものをいう。

（融資対象者）

第 4 条 沿岸漁業改善資金を借り入れることができる者は、沿岸漁業を開始する者又は営む者であって次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 県税を滞納していないこと。
- (2) 個人の場合は、償還完了時における年齢がおおむね 70 歳以下であること。
- (3) 漁業協同組合等からの借入金等に固定化債権がないこと。

2 前項で定める者のうち、経営等改善資金を借り入れることができる者は次に掲げる者とする。

貸付金の種類	借入者
(1) 操船作業省力化機器等設置資金（自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金）	ア 沿岸漁業を営む個人 イ 沿岸漁業を営む漁業生産組合 ウ 沿岸漁業を営む漁業協同組合
(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金（動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金）	エ 沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。） オ 沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が 20 人以下であるものに限る。以下同じ。）
(3) 補機関等駆動機器等設置資金（（1）及び（2）に掲げる機器等を駆動し、又は作動させるための補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む。以下同じ。）その他の機器等の設置に必要な資金）	カ 認定中小企業者 キ 促進事業者
(4) 燃料油消費節減機器等設置資金（推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金）	
(5) 新養殖技術導入資金（農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該	

養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金)	
(6) 資源管理型漁業推進資金(農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入(当該漁業生産方式の導入と併せて行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金)	ア 沿岸漁業を営む個人 イ 沿岸漁業を営む漁業生産組合 ウ 沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合 エ 沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)
(7) 環境対応型養殖業推進資金(農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な資金)	オ 沿岸漁業を営む会社 カ 認定中小企業者 キ 促進事業者
(8) 乗組員安全機器等設置資金(漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金)	ア 沿岸漁業を営む個人 イ 沿岸漁業を営む漁業生産組合 ウ 沿岸漁業を営む漁業協同組合 エ 沿岸漁業を営む協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)
(9) 救命消防設備購入資金(漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金)	オ 沿岸漁業を営む会社
(10) 漁船転覆防止機器等設置資金(漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金)	
(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金(レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金)	
(12) 漁具損壊防止機器等購入資金(漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金)	

3 第1項で定める者のうち、生活改善資金を借り入れることができる者は次に掲げる者とする。

貸付金の種類	借入者
(1) 生活合理化設備資金(生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金)	沿岸漁業の従業者
(2) 住宅利用方式改善資金(家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金)	
(3) 婦人・高齢者活動資金(婦人又は高齢者であつて、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るため、これらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は	沿岸漁業の従事者の組織する団体

当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金)

4 第1項で定める者のうち、青年漁業者等養成確保資金を借り入れることができる者は次に掲げる者とする。

貸付金の種類	借入者	備考
(1) 研修教育資金（青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるために必要な資金）	ア 青年漁業者（18歳以上40歳未満の者に限る。（2）において同じ。） イ 漁業労働に従事する者（18歳以上50歳未満の者に限る。以下同じ。）その他の漁業を担うべき者 ウ 漁業労働に従事する者を使用して沿岸漁業を営む者	次に掲げる全てに該当すること。 （ア）漁業技術等を沿岸漁業に従事しながら学ぶという趣旨から、これに堪える能力、体力等を有すること。 （イ）研修終了後において沿岸漁業に従事することが確実な者であること。 （ウ）共同生活に適応できること。
(2) 高度経営技術習得資金（青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金）	ア 青年漁業者 イ 青年漁業者の組織する団体	次に掲げる全てに該当すること。 （ア）情報関連機器又は制御装置等の活用による高度な経営方法又は技術の取得に意欲を有すること。 （イ）本資金により導入する機器の利用計画が明確に定まっており、これにより習得する経営方法又は技術が、将来において沿岸漁業経営の改善に効果的に活用されると認められるものであること。
(3) 漁業経営開始資金（農林水産大臣が定める基準に基づき、青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に、当該経営を開始するために必要な資金）	ア 青年漁業者（18歳以上40歳未満の者及び40歳以上50歳未満であって漁業労働に従事する者である者に限る。以下同じ。） イ 青年漁業者の組織する団体	次に掲げる全てに該当すること。 （ア）当該地域の中核的な沿岸漁業者となり得る資質及び能力を有すること。 （イ）沿岸漁業経営の担当者として必要な基本的知識及び操作方法をある程度習得していること。

（融資機関）

第5条 沿岸漁業改善資金を貸し付けることができる融資機関（以下「融資機関」という。）は、農林中央金庫、高知県信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫のうち県税を滞納していない者とする。

（沿岸漁業改善資金の種類及び融資条件）

第6条 沿岸漁業改善資金の種類並びに償還期限及び据置期間は別表に定めるとおりとする。

この場合において、融資機関は、別表に定められている償還期限及び据置期間が当該施設の最長の期限及び期間を示すものであることを踏まえ、申込者の経営内容、収支の状況、施設の耐用年数及び負債の状況等から判断し、実情に即した最短の償還期限及び据置期間をもって申込みを行うよう指導しなければならない。

2 経営等改善資金の利子補給対象となる機器等の基準は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 操船作業省力化機器等設置資金

ア 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するものその他知事が適当と認めるものでなければならない。

機 器 等	基 準
自動操だ装置	1. 操だ装置は、電動装置又は油圧装置によって駆動すること。 2. 電子制御方式を備えること。
遠隔操縦装置	1. 推進機関の回転速度の増減、クラッチの嵌脱、操だ等が機関室以外の場所において行える装置であること。 2. 制御装置は、電動装置又は油圧装置によって駆動すること。
サイドスラスタ	1. 電動装置又は油圧装置によって駆動すること。 2. 腐食及び漁網等の絡みを防止する対策が施されたものであること。
レーダー	1. 物標を3段調以上で表示するものであること（低輝度表示方式のものを除く。）。 2. 電波法（昭和25年法律第131号）第4条による免許を受けたものであること。
自動航跡記録装置	「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」（昭和58年11月21日付け58水海第3583号水産庁長官通達。以下「適合型式名の通知について」という。）に基づく漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準に適合すること。
GPS受信機	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用GPS受信機型式認定基準に適合すること。

イ 自動航跡記録装置についての取扱い

漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器については、次の取扱いによる。

(ア) 型式認定機器には、「漁業新技術開発事業における型式認定事業の指導について」

（昭和59年5月14日付け59水海第1056号水産庁長官通知。以下「型式認定事業の指導について」という。）により型式認定事業実施団体が漁ろう情報プロッタ装置合格証書の交付を行い、機器個々には、漁ろう情報プロッタ装置型式認定証が付されることから、本認定証が添付された機器を貸付対象とすること。

(イ) 型式認定機器の型式名は「適合型式名の通知について」及び「型式認定事業の指導について」により型式認定事業実施団体が県に通知するので、資金の貸付決定に当たって参考とすること。

ウ 漁船用GPS受信機型式認定基準適合機器の取扱いについては、イの漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器の取扱いに準じて取り扱うこと。

(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金

ア 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するものその他知事が適当と認めるものでなければならぬ。

機 器 等	基 準
動力式つり機	「適合型式名の通知について」に基づく自動釣機型式認定基準に適合すること。
ラインホーラー等の揚縄機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用投・揚縄装置型式認定基準に適合すること。
ネットホーラー等の揚網機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用揚網機型式認定基準に適合すること。
巻取りウインチ	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用巻取りウインチ型式認定基準に適合すること。
放電式集魚灯	「適合型式名の通知について」に基づく集魚灯設備型式認定基準に適合すること。
漁業用クレーン	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用クレーン型式認定基準に適合すること。
漁獲物等処理装置	1. 漁獲物等の水揚げ、運搬及び選別並びに市場、加工場等への出荷前の一時処理のための機器等であること。 2. 漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化が図られるものであること。
海水冷却装置	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用海水冷却装置型式認定基準に適合すること。
海水殺菌装置	1. 漁獲物等への残留性及び悪影響がないこと。 2. 漁船に搭載する場合には、振動等により破損を防止するための対策が施されているものであること。
漁業用ソナー	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用ソナー型式認定基準に適合すること。
カラー魚群探知機	「適合型式名の通知について」に基づく魚群探知機型式認定基準に適合すること。
潮流計	「適合型式名の通知について」に基づく超音波式船速潮流計測装置型式認定基準に適合すること。
船尾魚艙用コンテナ	漁労作業の省力化を促進し、漁業生産力の増大を図る意識が強く、他の漁業者に対する波及効果が著しいと認められるもの。

イ 自動釣機型式認定基準適合機器、漁業用投・揚縄装置型式認定基準適合機器、漁業用揚網機型式認定基準適合機器、漁業用巻取りウインチ型式認定基準適合機器、集魚灯設備型式認定基準適合機器、漁業用ソナー型式認定基準適合機器、魚群探知機型式認定基準適合機器及び超音波式船速潮流計測装置型式認定基準適合機器の取扱いについては、前号イの漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器の取扱いに準じて取り扱うこと。

(3) 補機関等駆動機器等設置資金

ア 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞ

れ同表の中欄に掲げる基準に適合するものその他知事が相当と認めるものでなければならぬ。

機 器 等	基 準	備 考
補機関	<ol style="list-style-type: none"> 1. 冷態指導が可能であること。 2. 調整装置は、75 パーセント負荷と無負荷の間で、整定回転数 105 パーセント以内に制御できること。 	<p>補機関には動力取出装置付きの推進機関を含む。なお、この場合に中欄の基準に代え、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歯車減速機付きディーゼル機関であること、 2. 動力取出装置には、強固な外部軸受装置及びクラッチを備えることとする。
油圧装置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常用圧力の 1.5 倍を超えない圧力でセットされた安全弁を有すること。 2. 油圧ポンプはディーゼル機関又は電動機により駆動され、振動等による悪影響のないよう緩衝装置を有すること。 	

(4) 燃料油消費節減機器等設置資金

ア 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものその他知事が相当と認めるものでなければならぬ。

機 器 等	基 準	備 考
漁船用環境高度対応機関	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機関の本体が、「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用環境高度対応機関型式認定基準（以下「環境高度対応機関型式認定基準」という。）に適合すること。ただし、ディーゼル船外機関においては、漁船用ディーゼル船外機関型式認定基準（以下「ディーゼル船外機関型式認定基準」という。）、ガソリン船外機関においては、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準に適合すること。 2. 機関（ガソリン船外機関を除く。）は、燃料油の消費を節減するための機関の出力を制限できる燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置を取り付けたものであること。 3. 燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置は、「動力漁船の性能の基準の取扱いについて」（昭和 48 年 12 月 17 日付け 48 水海第 4360 号水産庁長官通達）に基づく小型機関制限装置機能基準に適合したものであること。 	<p>機関の本体のほか、プロペラ、プロペラシャフト及び付属品を含む。</p>
定速装置	<p>「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用推進軸動力利用装置型式認定基準（以下「推進軸動力利用装置型式認定基準」という。）に適合すること。</p>	

発光ダイオード式集魚灯	「適合型式名の通知について」に基づく発光ダイオード式集魚灯設備型式認定基準に適合すること。	
-------------	---	--

イ 漁船用環境高度対応機関についての取扱い

漁船用環境高度対応機関型式認定基準適合機関、ディーゼル船外機関型式認定基準適合機関、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準適合機関、推進軸動力利用装置型式認定基準適合機器及び発光ダイオード式集魚灯設備型式認定基準適合機器の取扱いについては、第1号イの漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器の取扱いに準じて取り扱うこと。

(5) 新養殖技術導入資金

ア 第4条第2項の表中(5)の農林水産大臣が定める基準とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 当該水域への当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

(イ) 当該水域において当該養殖技術の普及度が十分でなく、当該養殖技術の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。

(ウ) 当該養殖技術に関する試験研究機関等における基礎研究又は応用研究の成果が明らかかなものであること。

(エ) 当該養殖技術の導入について、すでに現地適応のための実証実験が行われたものであること。

(オ) コンブに係る養殖技術の導入にあつては、当該養殖に係る水域が北海道以外の水域であること。

イ 第4条第2項の表中(5)の農林水産大臣が定める種類とは、次に掲げるものをいう。

区 分	種 類
魚 類	あいご、あいなめ、あじ類、あなご、あまだい、あゆ、いさき、いしだい、うなぎ、かさご類、かれい、きす、きゅうりうお類、こい類、さけ類、さより、すずき、てらびあ、どじょう、なまず、にべ、たい類、とらふぐ、はぎ類、はぜ、はたはた、はた類、はまふえふき、ひらめ、ぶだい、べら、ペリやじ、ぼら、まぐろ又はめじな
貝 類	あかがい、あさり、あわび、いがい、いたやがい類、かき、さぎえ、さるぼう、しじみ、真珠母貝、たにし、とこぶし、とりがい、ばい、はまぐり、ほっきがい又はみるくい
藻 類	あらめ、いぎす、くびれずた、こんぶ、のり、ひじき、ふのり、ひとえぐさ、まつも、もずく又はわかめ
甲 殻 類	いせえび、がざみ、くるまえび類、けがに、しゃこ、ずわいがに、てながえび、ほっかいえび、もずくがに又はぬかえび
頭 足 類	いか又はたこ
そ の 他	いわむし、うに、えらこ、ごかい、すっぽん、なまこ又はほや

ウ 第4条第2項の表中(5)の農林水産大臣が定める養殖技術とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 沖合養殖技術

(イ) 沈下式又は浮沈式のいけすによる養殖技術

(ウ) 淡水魚の海水馴化に係る養殖技術

(エ) 移動式のいけすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術

(オ) 養魚用水の循環利用による養殖技術

(カ) 太陽熱及び排熱を利用した省燃料化のための養殖技術

(キ) 調餌廃液処理施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術

(6) 資源管理型漁業推進資金

ア 第4条第2項の表中(6)の農林水産大臣が定める基準とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 水産資源の適正な管理を目的として次に掲げるいずれかの取決めが締結され、かつ、当該取決めに基づき、資源管理措置を実施するものであること。

a 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項の認定を受けた資源管理協定

b 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条の2第1項の認可を受けた資源管理規定

c 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第14条第1項の認定を受けた協定

d aからcまでに準ずる取決め又は水産業振興総合対策事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通達)に規定する資源管理計画であって、次に掲げる事項を定めたもの(以下「資源管理計画等」という。)であること。

(a) 資源管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類

(b) 水産資源の管理の方法

(c) 資源管理計画等の有効期間

(d) 資源管理計画等に違反した場合の措置

(e) その他必要な事項

(イ) 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。

(ウ) 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

イ 資源管理型漁業推進資金は、水産資源の適正な管理の下で当該水産資源の合理的かつ総合的な利用を促進するための資金であり、この資金の貸付けは、資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入又は設置、低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入又は設置及び漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための設備(加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。)の設置について行われること。

ウ この資金は、沿岸漁業資源の減少に対処して資源管理型漁業の推進を図るため、アの(ア)の取決めを締結し、当該取決めに基づき資源管理措置を適正に実施し(これと併せて、低利用・未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上を総合的に行う場合も含む。)、合理的な漁業生産方式を導入するのに必要な資金であり、次の事項に留意して適正な貸付けを行うこと。

(ア) 当該取決めは、資源管理の対象となる水産資源を利用する漁業者の相当部分が参加するものであり、対象となる水産資源の生物学的特性を踏まえ、一定期間継続して行うものであること。

(イ) 当該取決めに基づく資源管理措置は、網目規制等の漁具・漁法の制限、禁漁期間の設定等操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等により行うものであること。

(ウ) 低利用・未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上は、当該資源管理の対

象資源等の特定の資源に対する過度な漁獲圧力を緩和し、この漁獲努力を資源量が豊富であるにもかかわらず現在利用していないか又は利用度が低い資源の漁獲及び活魚出荷又は加工による漁獲物の付加価値の向上に振り向けるものであること。

(エ) 当該漁業生産方式の導入は、本資金により導入する機器等だけではなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であって当該漁業者が共同利用するものも含め、これらの機器等の組み合わせにより、水産資源を合理的かつ総合的に利用するものであればよいこと。

(オ) 漁業協同組合が本資金によりその組合委員の共同利用に供するための機器等を導入する場合にあつては、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。

(7) 環境対応型養殖業推進資金

ア 第4条第2項の表中(7)の農林水産大臣が定める基準とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 養殖漁場環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的とし、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化するものとして次に掲げるいずれかの取組がされること。

a 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組

b aに準ずる取組であつて、次に掲げる事項を定めた取決め(以下「漁場環境適正化管理協定」という。)に基づく取組

(a) 漁場環境適正化管理の対象となる漁場及び養殖魚種

(b) 漁場環境適正化管理の方法

(c) 漁場環境適正化管理協定の有効期間

(d) 漁場環境適正化管理協定に違反した場合の措置

(e) その他必要な事項

(イ) 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。

(ウ) 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

イ 環境対応型養殖業推進資金は、養殖漁場の環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を推進するための資金であり、この資金の貸付けは、養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動投餌機、飼料倉庫当の設置、養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置及びこれらに関連して必要な飼料成分分析器、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入又は設置について行われることとされている。

ウ この資金は、過密養殖、残餌の堆積等による養殖漁場の環境悪化と消費者の食品に対する安全性志向の高まりに対処して漁場環境の保全と養殖魚の安全性の確保を図るため、アの(ア)の取決めにおいて、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化することにより養殖の生産工程を総合的に改善する合理的な漁業生産方式を導入するのに必要な資金であり、次の事項に留意して適切な貸付けを行うこと。

(ア) 当該取組は、湾、浦等漁場を同一とする漁業者の相当部分が参加するものであり、

- 対象となる漁場の環境特性を踏まえ、一定期間継続して行うものであること。
- (イ) 養殖密度の適正化は、漁場の環境特性及び養殖魚の生物学的特性を踏まえ、漁場全体としても、また個別養殖施設としても養殖魚の良好な生育環境が確保される養殖尾数とするものであること。
 - (ウ) 投餌の内容・量・方法の改善は、生餌からペレット餌料への変更、投餌量の制限等の方法により残餌の堆積を著しく減少させるものであること。
 - (エ) 薬品・漁網防汚剤の使用の適正化は、医薬品の使用を制限すること及び漁網防汚剤を使用しないか又は安全性が確認された漁網防汚剤に限定の上使用回数を制限して使用することにより医薬品や有害物質の養殖魚への残留、環境への悪影響を防止するものであること。
 - (オ) 当該漁業生産方式の導入は、本資金により導入する機器等だけではなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であって当該漁業者が共同利用するものも含め、これらの機器等の組合せにより、養殖の生産行程を総合的に改善するものであればよいこと。
 - (カ) 漁業協同組合が本資金によりその組合員の共同利用に供するための機器等を導入する場合にあっては、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。

(8) 乗組員安全機器等設置資金

ア 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものその他知事が適当と認めるものでなければならない。

機 器 等	基 準	備 考
転落防止用手すり	1. 甲板室囲壁等に取り付けるストームレールの設置 2. 室内に設けるストームレールの設置	ブルワークを含まない。
安全カバー装置	1. 漁ろう機械、甲板機械の歯車等運動部の囲い及びおおい 2. 駆動装置（操だ用を含む）の運動部等通常の作業の際、接触するおそれのある部分の囲い及びおおい	
揚網機安全装置	揚網機に体を巻き込まれた際に、揚網機を緊急に停止させる装置及び巻き込まれた状態で揚網機を操作することができる装置を備えていること。	

(9) 救命消防設備購入資金

ア 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機 器 等	基 準
救命胴衣	船舶安全法第6条の4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。
消化器	〃
イーパブ	〃
レーダートランスポンダ	〃

小型漁船緊急連絡装置	緊急時に自動又は手動により船舶名及び発生位置等の情報（信号）が漁船に搭載された無線機を通じて海岸局側の無線機に発信されるものであること。
------------	--

(10) 漁船転覆防止機器等設置資金

ア 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するものその他知事が適当と認めるものでなければならない。

機 器 等	基 準
漁獲物の横移動防止装置	1. 小型漁船安全規則（昭和 49 年農林・運輸省令第 1 号）第 8 条の規定により、又は準用して船の幅の 2 分の 1 を超える幅の魚そうに設置する漁獲物の横移動防止装置 2. 1 以外で船の幅の 2 分の 1 を超えない幅の魚そうであっても、使用上、漁獲物の横移動防止のため、荷止板等を設置するもの 3. 漁獲物を魚そうに収容する前、漁獲物を一時的に甲板上に置くための魚溜め
甲板下の魚そう	1. 甲板上に設置する活魚そうに代えて、甲板下に活魚そうを設ける改造に限る。 2. 甲板上に常設する魚そうに代えて、甲板下に魚そうを設ける改造に限る。

(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金

ア 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものその他知事が適当と認めるものでなければならない。

機 器 等	基 準	備 考
レーダー反射器	有効反射面積は 10 m ² 以上であること。	船舶局に限り、持運び式は含まない。
無線電話	1 W 以上 5 W 以下の無線送受信装置	〃

(12) 漁具損壊防止機器等購入資金

ア 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するものその他知事が適当と認めるものでなければならない。

機 器 等	基 準
標識灯	漁具に取り付けるブイで、夜間視界が良好な場合において少なくとも 2 海里離れた所から視認できる灯火であること。
レーダー反射器付きブイ	有効反射面積 2 m ² 以上のものであること。

3 生活改善資金の利子補給対象となる設備等の基準は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 生活合理化設備資金の対象となる設備は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

設 備	基 準
し尿浄化装置	し尿を長時間ばっ気方式によるし尿浄化槽に流し浄化するものであり、浄化槽は専用モーターを使用してばっ気槽内の汚水をかく拌し、好気性微生物の働きを活用することにより、吸収、同化、酸化を受けた液を沈殿分離し、上澄み液を消毒の上放流する構造を有するものであること。
改良便槽	くみ取り式の便槽で、貯りゅう槽とくみ取り槽とを組み合わせた構造であり、漏水しないよう完全な防水措置が施されたものとする。
自家用給排水施設	動力ポンプは含まない。

(2) 住居利用方式改善資金の貸付の対象となる内容は、既存の家室内部の改造に限定され、次のように区分する。

区 分	内 容
居室改善	居室（居間、寝室、子供室、老人室）に関連するもの
炊事施設改善	炊事施設（炊事場、食事場等）に関連するもの
衛生施設改善	衛生施設（浴室、便所、洗面所等）に関連するもの
家事室等改善	家事室等（家事室、更衣室、土間等）に関連するもの

(3) 婦人・高齢者活動資金

ア 貸付の対象となる活動は、漁家の婦人又は高齢者が自らの知識、経験に応じて、共同して行う生産活動であって、次の条件を満たしているものとする。

(ア) 地域の特性を生かした自主的な活動であること。

(イ) 漁家の婦人又は高齢者に生きがいを感じさせ、かつ、社会的役割を感じさせる活動であること。

イ 漁家の婦人又は高齢者が共同して行う生活活動を例示すると次のとおりである。

(ア) 20 トン未満の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕活動（釣り、はえなわ、刺網、採具草等）

(イ) 小割いけすその他の養殖設備を設置して行う水産動植物の養殖活動（まだい、わかめ、ひおうぎ等）

(ウ) 当該水域において生産される水産動植物の加工活動（干もの、調味加工品、水産物漬物、塩蔵品等）

4 青年漁業者等養成確保資金の利子補給対象となる費用の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研修教育資金

ア 別表の3の(1)の農林水産大臣が定める基準とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 原則として5日を超える期間の国内研修であって、水産関係研修期間の研修コースを受講する研修若しくは県が推薦する沿岸漁家で滞在して受ける研修であること又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水士等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであること。

(イ) 原則として30日を超える期間の国外研修であって、次に掲げる外国の教育、研修機関において又は当該外国の受入機関が推薦する近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるものであること。

a アイスランド b アメリカ b イギリス c イタリア d カナダ e ロシア

f タイ g 中国 h デンマーク i ノルウェー j フィリピン k オーストラリア

l ニュージーランド m その他知事が水産庁長官と協議して定める国

(2) 高度経営技術習得資金

ア 別表の3の(2)の農林水産大臣が定める基準とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであって、経営能力の高度化に資するものであること。

(イ) 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。

(3) 漁業経営開始資金

ア 別表の3の(3)の農林水産大臣が定める基準とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 本資金の貸付けの対象となる沿岸漁業の経営は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

a 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でないものが新たに開始する経営

b 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営

c 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するために開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営

(イ) 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。

(ウ) 当該青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権漁業に関わるものである場合には、漁業権の行使が可能であると見込まれること。

(エ) (ア)のa又はbの経営にあつては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的な経営方針が定められている場合に貸付けを行うこと。

イ この資金をもって開始する部門経営の形態には、次のような事例が含まれる。

(ア) 父親等が多角的な沿岸漁業を営んでいる場合に、その一部門を自らが責任をもって担うとき。

(イ) 父親等が季節的な沿岸漁業を営んでいる場合に、その周年化を図るために、自らが責任をもって裏作部門を担うとき。

(ウ) 父親等が養殖の事業を営んでいる場合に、その種苗生産部門を自らが責任をもって担うとき。

ウ この資金の貸付けは、原則として経営開始の初年度に行うものとするが、単年度における過剰投資の防止、機械の効率的利用等の観点から、年次計画により資本整備の導入を行うことも可能とし、この場合においては3年以内に行うこととする。

エ この資金の貸付けは、経営の収支を明らかにする帳簿の備付け及び帳簿の継続記帳を励行するものとする。なお、この場合において、帳簿は沿岸漁業の青年業業者にあつては、経営主に対しこの資金の貸付けを行ったと同様の結果となることを防止するための経営収支簿程度以上のものとするとともに、沿岸漁業の青年漁業者の組織する団体にあつては、現金及び預貯金の収支状況の継続記帳並びに売掛帳及び買掛帳についても整備保管しておくものとする。

オ この資金については、貸付金の額が相当多額なので、償還の可能性について留意するとともに、借入者が「近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者」として養成確保される見込みがあるかどうか

ついて、借入者の能力、意欲等から総合的に判定するものとする。

カ 別表の3の(3)の農林水産大臣が定める費用とは、次に掲げるものをいう。

(ア) アの(ア)のbに該当するものであって漁船を承継するもの又はアの(ア)のcに該当するものに係る漁船の建造及び取得費用

(イ) 土地の購入費用

キ この資金の貸付のうち、漁船に係る貸付けに関しては、当該漁船が船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の適用のある漁船であるときには、当該漁船が臨時検査等を受け、これに合格することを貸付けの条件とし、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条第1項の適用のない漁船であっても動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）に適合していることを条件とする。

(貸付利率等)

第7条 融資機関が対象漁業者等に対して沿岸漁業改善資金を融通する場合の貸付利率は、無利子とし、漁業近代化資金3月1日現在の基準金利を当該資金の基準金利及び利子補給率として定め、別途通知するものとする。

(貸付限度額)

第8条 沿岸魚号改善資金の資金の種類ごとの貸付限度額は、別表に定めるとおりとする。なお、貸付限度額は、第6条に規定する利子補給対象の取得等に実際に要する経費を限度とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 一対象漁業者等に係る貸付限度額は5,000万円とし、貸付元本残高の合計額とする。

3 実際の運用に際しては、資金を借り入れようとする者の自己資金調達能力等を勘案の上、真にその者が必要とする資金の貸付けが行われるように実情に即した貸付けを行い、多額の自己資金が預貯金等に運用されているにもかかわらず、所要資金の相当額を沿岸漁業改善資金の貸付けに依存することのないようにすること。

(貸付回数の制限)

第9条 一借受主体に対する沿岸漁業改善資金の貸付けは、原則として貸付内容（自動操だ装置等ごとの種類をいう。）ごとに1回限りとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 新しい施設・機器・資材等の導入により技術の内容等が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消費の節減若しくは大気汚染物質（窒素酸化物（Nox）等）の放出の低減をすること等により、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善又は生活の改善に資する事が認められる場合

(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金に係る貸付けで、漁法・漁場等の転換があり、同一の貸付内容であっても、新たに導入しようとする機器等が既に導入している機器等と技術的に異なる場合

(3) 補機関等駆動機器等設置資金の油圧装置に係る貸付けで、当該装置で駆動しようとする操船作業又は漁ろう作業省力化機器が異なる場合

(4) 新養殖技術導入資金の種苗に対する貸付けで、1回の貸付けでは、その効果が判定しがたい場合（ただし、この場合2回を限度とする。）

(5) 新養殖技術導入資金のに係る貸付けで、貸付対象となる養殖魚種若しくは養殖技術の転換を行う場合又は漁場の利用方法の転換を都道府県等の指導を受け、年次計画を立てて行う場合

(6) 資源管理型漁業推進資金又は環境対応型養殖業推進資金に係る貸付けで、該当資金以

外の資金による貸付内容と同一の内容を含んでいる場合

- (7) 経営等改善資金に係る貸付けで、同一の貸付内容と新規の貸付内容が一体となった機器等であって、これらの機能が相互関連の下で作動することにより、効率的又は効果的な使用に資するものであると認められる場合
- (8) 借受者が災害を受け、本資金により導入しようとする技術が改めて導入すべき状態となったと認められる場合
- (9) 研修教育資金の国内研修の場合（ただし、この場合2回を限度とする。）
- (10) 漁業経営開始資金に係る貸付けで、年次計画をもって実施する場合
- (11) 漁ろう作業省力化機器等設置資金の海水冷却装置に係る貸付けの場合

（融資手続き及び利子補給承認の申請）

第10条 沿岸漁業改善資金の借入申込みに係る沿岸漁業者等の手続き、関係書類の作成、借入申込時期等については、別に定める高知県沿岸漁業改善資金事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）によるものとする。

- 2 融資機関は、沿岸漁業改善資金として沿岸漁業者等に貸付けをしようとする場合は、事務処理要領の定めるところにより、当該貸付金額及び貸付条件等並びに当該貸付金に係る利子補給について県の承認を得なければならない。

（貸付の実行等）

第11条 融資機関は、沿岸漁業改善資金利子補給の承認を受け、当該漁業者等に貸付を行う場合は、事務処理要領の定めるところにより実行しなければならない。

- 2 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けに当たっては、常に善良な債権の保全に努めるとともに当該事業の目的に沿って積極的な指導を行い、併せて当該資金の運用を図るため貸付対象事業の完了届を徴し、かつ、実地調査を行って事業の実施状況を確認しなければならない。
- 3 前項の実査の結果、法令又は県の要綱等に違反していると認められるものについては融資額全額を速やかに繰上償還をさせなければならない。

（沿岸漁業改善資金の償還）

第12条 沿岸漁業改善資金の償還方法、償還時期等については、事務処理要領の定めによるものとする。

（利子補給契約）

第13条 融資機関は、沿岸漁業改善資金として沿岸漁業者等に融資をすることにより県より当該融資に対する利子補給を受けようとする場合は、事務処理要領に定めるところにより県との間に沿岸漁業改善資金利子補給契約を締結しなければならない。

（利子補給金の交付）

第14条 県は、事務処理要領及び融資機関との利子補給契約書に基づき当該融資期間に対して沿岸漁業改善資金利子補給金を交付する。

- 2 県は、利子補給金の交付に当たっては、融資機関より提出される沿岸漁業改善資金利子補給請求書及び同計算書を審査の上決定する。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除く。

（1）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）

第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 県は、融資機関又は借受者が前項ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の検査及び報告)

第15条 県は、必要があると認めるときは、借受者及び融資機関に係る関係帳簿、書類その他必要な物件に対する職員の検査及び必要な報告を求めることができるものとし、借受者及び融資機関は、これに協力しなければならない。

(利子補給の打ち切り等)

第16条 県は、前条の検査の結果必要があると認める場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 融資機関の債権管理及び貸付金の経理等において不相当であると認められる場合は、改善指導をするとともに、当該融資機関に対して必要な措置をとるべき旨を勧告する。

(2) 融資機関の責任により、融資機関が法令、この要綱、県が定める水産業制度資金融資方針及び運用等に違反したと認めるときは、当該融資機関に交付すべき利子補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に県から交付を受けた利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(3) 借受者が次のアからエまでのいずれかに該当すると認めるときは、当該貸付金に対する利子補給金の交付を停止し、又は打ち切ることができる。

ア 当該資金を貸付の対象となった事業以外の目的に使用したとき。

イ 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

ウ 虚偽の借入申込書により借入れしたとき。

エ 漁業に関する法令若しくは処分に違反し、若しくは行政庁の指示に従わなかったとき又は漁船に関する法令若しくは処分に違反したとき。

(情報の開示)

第 17 条 この要綱に基づく融資事業又は融資機関に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第 18 条 国又は地方公共団体等の補助金の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分については、この資金の融通はできない。

2 非補助事業等について、国又は地方公共団体等の補助金の交付を受けたときは、償還期限にかかわらず、遅滞なくこれを繰上償還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条、第8条関係）

資金	資金の種類		償還期限及び据置期間	貸付限度額
1 経営等 改善資金	(1) 操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置、遠隔操縦装置、サイドスラスタ、レーダー、自動航跡記録装置、GPS 受信機の設置費用	7年以内（据置1年以内） （農商工等連携促進法によるものにあつては9年以内（据置3年以内）、農林漁業バイオ燃料法によるものにあつては9年以内（据置1年以内）、六次産業化法によるものにあつては9年以内（据置3年以内））	500万円（自動操だ装置は1台につき100万円、遠隔操縦装置は1台につき50万円、サイドスラスタは1台につき400万円、レーダーは1台につき180万円、自動航跡記録装置は1台につき120万円、GPS受信機は1台につき130万円）
	(2) 漁ろう作業力省力化機器等設資金	動力式つり機、ラインホーラー等の揚縄機、ネットホーラー等の揚網機、巻取りウインチ、放電式集魚灯、漁業用クレーン、漁獲物等処理装置（漁船及び車両を除く。）、海水冷却装置、海水殺菌装置、漁業用ソナー、カラー魚群探知機、潮流計、魚船用コンテナの設置費用		500万円（動力式つり機は1件につき500万円、ラインホーラー等の揚縄機は1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機は1台につき120万円、巻取りウインチは1台につき500万円、放電式集魚灯は1セットにつき200万円、漁業用クレーンは1台につき400万円、漁獲物等処理装置は1台につき500万円、海水冷却装置は1台につき180万円、海水殺菌装置は1台につき300万円、漁業用ソナーは1台につき500万円、カラー魚群探知機は1台につき150万円、潮流計は1台につき500万円、魚船用コンテナは1件につき100万円）
	(3) 補機関等駆動機器等設置資金	補機関、油圧装置の設置費用		500万円（補機関は1台につき400万円、油圧装置は1台につき500万円）
	(4) 燃料油消費節減機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関、定速装置、発光ダイオード式集魚灯の設置費用		2,500万円（漁船用環境高度対応機関は1台につき2,400万円、定速装置は1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯は1セットにつき1,300万円）
	(5) 新養殖技術導入資金	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 ア 養殖施設の設置費用	4年以内（据置2年以内） （農商工等連携促進法によるものにあつては5年以内（据置3年以内）、農林漁業バイオ燃料	400万円（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行う者（その者が団体

		<p>イ 種苗の購入費用又は生産費用</p> <p>ウ 餌料の購入費用</p>	<p>法によるものにあつては5年以内（据置2年以内）、六次産業化法によるものにあつては5年以内（据置3年以内）</p>	<p>である場合にあつてはその団体が構成する個人、その者が会社である場合にあつてはその会社）1人又は1者につき400万円）</p>
(6) 資源管理型漁業推進資金	<p>ア 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するために必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>イ アと併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置及び漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>（ア）低利用・未利用資源の開発・利用を行うために必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>（イ）漁獲物の付加価値向上を行うために必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用</p>	<p>10年以内（据置3年以内）</p> <p>（農商工等連携促進法によるものにあつては12年以内（据置5年以内）、農林漁業バイオ燃料法によるものにあつては12年以内（据置3年以内）、六次産業化法によるものにあつては12年以内（据置5年以内））</p>	<p>1,200万円</p>	
(7) 環境対応型養殖業推進資金	<p>漁船の保全に関する取決めに基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、又は薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>ア 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うために必要な造粒機、自動給餌機、餌料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>イ 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うために必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用</p> <p>ウ ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・</p>		<p>2,000万円（漁場環境適正化管理協定に基づくものにあつては1,200万円）</p>	

		底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、餌料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用		
	(8) 乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり、安全カバー装置、揚網機安全装置の設置費用	5年以内（据置1年以内）	150万円（転落防止用手すり又は安全カバー装置は50万円、揚網機安全装置は40万円）
	(9) 救命消防設備購入資金	救命胴衣、消火器、イーパブ、レーダートランスポンダ、小型漁船緊急連絡装置の購入費用	5年以内（救命胴衣又は消火器は2年以内）	130万円（救命胴衣又は消火器は10万円、イーパブは60万円、レーダートランスポンダは65万円、小型漁船緊急連絡装置は1件につき130万円）
	(10) 漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置、甲板下の魚槽の設置費用	5年以内（据置1年以内）	150万円（漁獲物の横移動防止装置、甲板口のコーミング又は閉鎖装置を設置する場合は30万円、甲板上の魚槽を廃し、これに代えて甲板下に魚槽を設置する場合は100万円）
	(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金	レーダー反射器の購入費用又は設置費用、無線電話の設置費用	5年以内	120万円（1件につき40万円）
	(12) 漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識（灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ）の購入費用	5年以内	個人は1人につき70万円、団体又は会社は1団体又は1社につき130万円
2 生活改善資金	(1) 生活合理化設備資金	し尿浄化装置又は改良便槽、自家用給排水施設（動力ポンプを除く。以下同じ。）、太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費	2年以内（し尿浄化装置又は改良便槽は3年以内）	し尿浄化装置又は改良便槽は30万円、自家用給排水施設は10万円、太陽熱利用温水装置は10万円
	(2) 住宅利用方式改善資金	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）、炊事施設（炊事場、食事室等）、衛生施設（浴室、便所、洗面所等）又は家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用	7年以内	150万円
	(3) 婦人・高齢者活動資金	ア 機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用 イ 機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）	3年以内	1団体につき80万円
3 青年漁	(1) 研修教育資金	第6条第4項第1号ア定める基準に適合する研修を受	5年以内（据置1年）	国内研修は1人につき180万円（月額15万円を

業者等養成確保資金		けるために必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）		限度とし、貸付研修期間は、12月を最大とする。））、国外研修は1人につき100万円
	（2）高度経営技術習得資金	経営方法又は技術の習得で第6条第4項第2号アに定める基準に適合するものに必要な費用（パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ又は制御装置（制御用コンピューター及び各種センサー類）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限る。）の購入費用等）	5年以内	青年漁業者又はその組織する団体1人又は1団体につき150万円
	（3）漁業経営開始資金	第6条第4項第3号アに定める基準に基づき、沿岸漁業の経営を開始するために必要な費用（漁船の建造費用、取得費用又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用を除く。）	10年以内（据置3年） （農林漁業バイオ燃料法によるものにあつては12年以内（据置3年以内））	青年漁業者又はその組織する団体1人又は1団体につき2,000万円（知事が別に定めるものに対する場合にあつては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円）

備考 この表において、「農商工等連携促進法によるもの」とは沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下この項において「助成法」という。）の特例に係る中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に係る法律第14条第2項に規定する資金を、「農林漁業バイオ燃料法によるもの」とは助成法の特例に係る農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第10条に規定する資金を、「六次産業化法によるもの」とは助成法の特例に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第11条第2項に規定する資金をいう。